

令和 3 年 4 月の市民の声（全 14 通のうち 10 通）

◇コロナワクチン対応について

【ご意見・ご提案など】

大学病院の安全対策医師の意見によりますと、アナフィラキシー治療の第一選択はアドレナリン 0.3 ミリリットルの筋肉注射とあります。これは一刻も早い投与が求められるにも関わらず、注射器にあらかじめ適正量の薬液がセットされたプレフィルドシリンジ製剤が無い現状とのことです。この注射を投与するには、医師があらかじめアドレナリン 1 ミリグラムが含まれる 1 ミリリットルの製剤から 0.3 ミリリットル注射器に吸い上げる調整が必要とあります。

当市では今後行われるワクチン接種について、この重要案件の対策はどうなっているのか伺いたく、詳細の回答をお願いします。

（令和 3 年 4 月 5 日）

【お返事】

ご質問のアナフィラキシー反応に対する準備につきましては、厚生労働省が作成した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.1 版）」に記載のある薬品を配備しています。また、緊急時の対応については、医師だけでなく、看護師等とチームで行う体制となっており、医師からの指示を受けて看護師が医薬品の吸い上げを行う体制で準備をしています。

また、対応が迅速に行えるようにエピペン（アドレナリン自己注射薬）の配置についても、国から配布された本数以上の準備を進めています。

事前に行う模擬訓練で、再度医師が確認し、準備を万全にしてワクチン接種を開始します。

（担当：新型コロナワクチン接種対策室）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇克雪住宅補助金について

【ご意見・ご提案など】

新潟県の克雪住まいづくり支援事業では、耐雪・落雪・融雪型住宅への新築及び改修について補助金を行っており、ほとんどの自治体でこれに従って補助金制度を実施しているようです。しかし、南魚沼市だけは、落雪型住宅については対象外となっています。これはなぜでしょうか？

(令和3年4月2日)

【お返事】

南魚沼市の「克雪すまいづくり支援事業補助金」では、落雪式屋根は対象外としています。その理由は次のとおりです。

市内の住宅密集地では、自然落雪のできる敷地的な余裕のない住宅が多くあります。新築やリフォームにより、住宅屋根を落雪式にすることで、敷地内で屋根雪を処理できず、近隣トラブルに発展する可能性も少なからずあることなどから、落雪式にできない住宅も存在します。

また、新築時に落雪式ではない屋根と落雪式屋根で、建築費用の差がほぼないことや、落雪式屋根を補助対象とした場合、申請件数の増加が見込まれ、予算の確保が困難になるなどの理由により、補助対象とはしていません。

市民への公平性の観点から、今後も本事業は制度を変更せず運用していきたいと考えています。ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇中学校の給食について

【ご意見・ご提案など】

子どもが中学校に通っておりますが、給食がある日に帰宅すると、「腹減った。給食が少ない。給食がたくさん余っているのに、コロナでおかわりできない。」とコロナ禍になってから言っています。コロナの事情は理解していますが、いつまでもこのままでは、育ち盛りの子どもの健康や食育に悪影響があると思います。せつかくの成長期に給食が足りないのは可哀想です。また、食育の面でも食品ロスが問題になっているのに、食品ロスの説明を子どもにしても説得力がありません。なんとかせつかくの給食を満足できるまで食べさせてあげたいですし、食品ロスも無いようにしたいです。

そこで、感染症防止対策として、食品のおかわりをマスクとビニール手袋を両方する場合に限り、可能とすることはできませんか。マスクは個人で使用しているものをそのまま使い、ビニール手袋もおかわりしたい人が自分で用意することにははいかがですか。または、ビニール手袋であれば、安価なため学校で用意していただいても、いろいろなことに使えるので良いと思います。

前向きな検討をお願いします。

(令和 3 年 4 月 9 日)

【お返事】

当該中学校における給食時の配膳方法について確認したところ、新型コロナウイルス感染予防対策として次の対応を行っております。

- ① 感染予防対策のため、従来の一定量を配膳し、余りをおかわりする対応を禁止している。
- ② 配膳時に生徒の要望により量を調整し、全て配り切る対応としている。

以上 2 点の対応により、給食を余らせて廃棄することがないようにしています。

学校給食は、栄養教諭が栄養バランスと必要なカロリーを計算し、献立を作成しています。給食の量は、成長期の中学生に必要な量となっていますが、同じ量でも生徒によって多いと感じたり、少ないと感じたりすることがあるかと思えます。それら個々の状況に配慮し、きちんと食べきれる配膳量となるよう、今後も対処してまいります。希望により多めに配膳することが可能ですので、お申し出ください。また、これらの取組について、教職員間で改めて確認するとともに、生徒への周知を徹底します。

コロナ禍における安全な学校給食の提供と、残食量の低減につながるよう、今後も改善を続けてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ワクチン接種の優先順位について

【ご意見・ご提案など】

ワクチン接種の優先順位は国の方針なので変更できないとのことですが、ここにきて変異ウイルスによる感染拡大が顕著な状況となっているのは周知のとおりであり、以前とは状況が大きく変わってきています。

そのうえで、南魚沼市に拠点を構える企業の多くは、県外に多くの顧客を抱えており、事業を継続するうえで、東京、大阪をはじめ、まん延防止等重点措置指定地区への出張を止めることはできません。

この状況を俯瞰的に見ると、県外への出張者がコロナに罹患するリスクは、どう考えても高齢者より高いことは明らかで、万が一、変異ウイルスに罹患して帰ってきた場合、市内での感染拡大に歯止めが掛からなくなることが大いに懸念されます。この懸念に対して、南魚沼市が考えておられるリスクヘッジの方法、および対応方針は決められていますでしょうか？ワクチンが大量にあれば何でもないことかもしれませんが、働く人たちの健康をどうやって担保するつもりでいるのか、考えを教えてください。

(令和3年4月16日)

【お返事】

変異ウイルスによる感染拡大が顕著な状況となっており、ご指摘のように、県内の感染状況にも影響が出ていることは認識しています。

その状況下でも、市内の多くの企業の皆さまが、感染のリスクを持ちながら、まん延防止等重点措置実施区域へ出張せざるを得ないことも承知しています。

感染拡大予防の観点では、経済活動を停滞させないために、感染拡大地域へ出張せざるを得ない方々のワクチン接種を優先する考え方も検討されるべきことであると考えます。しかしながら、重症化の問題、死亡者数、死亡率を考えた場合、高齢者の感染リスクは大きいという国の判断は継続されています。市内の高齢者に感染が広がった結果、若い世代よりも

重症化し、収束に時間を要する事態になりかねないとも考えられます。重症の高齢者等が増加すると、医療機関の負担は感染者を受け入れる指定病院のみならず、地域の医療機関にも及ぶため、いわゆる「医療崩壊」となり、通常の医療行為などに制限が出ることが予想されます。高齢者のワクチン接種を先行して行うことで、地域内の健康弱者の免疫を高めておき、重症者、死亡者を出さないための対策が重要となります。医療崩壊を招かないための対策が、感染症のみならず、働く人の健康を担保することにも繋がると考えています。

市が考えるリスクヘッジの方法につきましては、感染者数の推移、感染者の感染経路、特に感染経路不明者の割合等を県内の感染状況と合わせて検討します。高齢者の感染拡大を防止するための方針として、クラスターの発生を予防するための観点から、施設入所者・介護職員に対するワクチン接種体制の整備を図り、重症化リスクの高い人への対策を重点に考えています。

また、予防接種は重要な感染対策の1つですが、従来の感染防止対策と並行しながら実施してこそ、感染拡大の防止に繋がります。普段の生活の中での標準的な感染対策の徹底も気を緩めることなく、あらゆる部署から啓発していく方針です。

(担当：新型コロナワクチン接種対策室)
問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇水道料金について

【ご意見・ご提案など】

水道料金が高すぎる原因は、借入金の返済分があるそうなので、それならば、今、ふるさと納税がおかげさまでいっぱいあるので、その分をとにかく返済に回したらいいと思います。とにかく、借金は貧乏の始まりですので、早く何とか解決して欲しいです。

(令和3年4月19日)

【お返事】

ふるさと納税は、毎年一定額を見込める収入ではないため、臨時的な経費や、初期にかかる費用が大きいことから、今まで実施することが難しかった投資的な事業に充てることを原則としています。

そのため、経常的な経費にあたる、償還金へふるさと納税を充てることはふさわしくなく、寄附の活用方法として想定をしていません。

地方公営企業である水道事業は、独立採算制で経営を持続する必要があり、料金体系の見直しの検討も進めながら、経営計画に沿った執行をしています。

今後も、より一層の経営の効率化、経費の削減による経営改善に向けて努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：財政課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇公立保育園の給食について

【ご意見・ご提案など】

私の子どもは、未満児から公立保育園に通わせていただいております。今年度から年少組に進級しました。年少組からは、自宅からお弁当箱に詰めたご飯を持っていき、給食のおかずと一緒に食べることになっています。月に何度かは完全給食日として、園でご飯を用意していただき、昼食としています。朝、炊飯したご飯を詰めたとしても、お昼ごろにはどうしても冷たくなってしまいます。今まで、未満児の頃からずっと食べてきた給食が、ご飯だけ冷たくなるというのは、子どもたちにとっても大変戸惑うことが推察されます。特に年少進級前には、そのご飯を食べることに慣れるため、空の弁当箱を持っていき、温かいご飯をよそってもらい、食べる期間がありました。なおのこと不思議に思うのではないのでしょうか。

同じ園で未満児用のご飯を用意しているにも関わらず、また小学校に上がれば給食として温かいご飯は用意されているかと思いますが、この年少から年長組の期間のみ、このような制度になった経緯がありましたら、お伺いさせていただきたいと思います。

もし、お米が足りないなどの問題があるのであれば、市内の農家へお米の寄付のお願いも可能だと思います。この現状を知れば、協力してくれる農家さんもたくさんいるはずです。

日本一の米どころとして、育ち盛りの子供たちには、精いっぱい遊び、温かいご飯をたくさん食べて欲しいと思っています。食育という観点や、自分の生まれ育った環境を知ることにもつながっていくと思います。

(令和3年4月19日)

【お返事】

保育園の給食における年少から年長組での、家庭からのご飯持参の経緯について回答します。

保育園の給食は、制度開始当時から、3歳以上児の主食は家庭からの持参、又は保護者からの実費徴収、0歳から5歳児の副食費は、保護者からの負担能力に応じた徴収とされて

きました。このため、未満児(0歳～2歳児)は保育園で主食も提供する完全給食制となり、年少から年長組(3歳以上児)は主食を家庭から持参し、副食のみを提供する施設と、保護者が実費を負担し、主食を提供する完全給食の施設に分かれました。当市では、旧3町ともに家庭から主食を持参する副食給食を実施していたため、合併時に副食給食を採用しました。

国によるこの方針は、幼児教育の無償化においても維持されたため、当市では以下により給食を実施しています。

- ・未満児(0歳～2歳児)は、主食費を保育料に含んで徴収していることから園で主食を提供する。
- ・年少～年長児(3歳～5歳児)は保育料無償化に伴い、副食費のみ保護者が費用負担し、主食費は徴収しない代わりに、白飯を持参とする。

保育園で温かいご飯を提供する場合、完全給食化が必要となります。当市でも過去に完全給食の実施について検討しましたが、現状の給食調理設備が完全給食作業に対応できていないこと、調理作業量の増加により給食の提供時間に間に合わないことが懸念されるなどの理由で導入を見送りました。

県内の完全給食を実施している自治体からの報告では、炊き立てのご飯が提供できること、提供メニューが広がるなどのメリットがある反面、調理設備や人的負担が増加するなどのデメリットも報告されています。

保育園では、米飯を基本にした献立メニューを通年提供し、毎年10月10日は「南魚沼コシヒカリの日」として、子どもたちに関心、興味を持ってもらえるような取り組みを行っています。米飯の提供は食育や故郷への思いを育む重要なことでもありますので、今後につきましては、保育園運営のなかで総合的に考え、検討していきます。

なお、小中学校の学校給食では、市とJAで費用負担し、南魚沼産米で給食を提供しています。

(担当：子育て支援課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇中学校のテニスコートについて

【ご意見・ご提案など】

市では、公共施設等総合管理計画の具体的な「公共施設マネジメントの実施方針」から、平成27年に「老朽化が著しいため、施設の状況を調査し、大規模改修、あるいは改築について検討し、早期に対策を講じる。」とあり、いずれ整備する計画があるようです。しかし、それを待ってはいただけません。たった今できる対策をお願いしたいです。

まず、グリーンサンドのコートですが、下地が見えています。ところどころえぐられており、足を取られますし、雨が降ると水がはけず、水たまりになります。対処として、寄ってしまった砂を集めて均等にし、転圧しましたが、粒子が粗く、定着しませんでした。かえって足を取られて危ないと子どもたちに怒られました。せめて、市で材料や転圧機などを用意していただけないでしょうか。

次に、ラインが浮いてしまい、足が引っかかって危ない。釘が見えていて剥き出し。対処としてラインテープの張り直しをしましたが、元の釘が錆びて抜けない。抜いたところの土がフカフカして新しい釘を刺しても浮いてしまい、非常に危ない。結果、ラインが浮き、足が引っかかる。業者を頼んでの改修が難しいなら、せめて整備に必要な材料や機械を市で用意していただきたいです。保護者や先生と相談しながら直したいと思います。よろしくお願いします。

(令和3年4月22日)

【お返事】

お問い合わせいただきましたテニスコートについて、現場を確認したところ、ご指摘のとおり、コート面が2~3センチ下がり、ラインテープ部分が浮いた状況となっていました。当施設は学校施設ではありませんが、使用者が中学校テニス部に限られていることから、学校教育課で現場確認を行いました。

テニス部の顧問と改修方法を協議したところ、学校でラインテープを購入し、張り替えを予定しているとのことでした。

また、テニスコートのくぼみについては、学校教育課でコート補修用のグリーンサンド 10 袋を購入し、中学校へ支給することとしました。

テニス部の顧問からは、これらの改修作業について、テニス部員の保護者の皆さまからもご協力いただいで実施すると聞いています。大変感謝申し上げます。今後も安全な部活動環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 指定ごみ袋について

【ご意見・ご提案など】

60代の女性、一人暮らしです。燃えるゴミ袋の20ℓを作
って欲しいです。10ℓでは小さ過ぎ、30ℓでは大き過ぎるた
め、20ℓがちょうど良いのです。よろしくお願いします。

(令和3年4月22日)

【お返事】

現在、可燃用の指定ごみ袋のサイズは、10ℓ、30ℓ、45ℓの3
種類ですが、このサイズについては、様々な要望をいただい
ています。

市民の皆さまからの要望のほか、高齢化や単身世帯の増加、
生活スタイルの変化もあることから、利用状況を踏まえなが
ら、南魚沼市の現状に合ったものとなるよう検討を進めてま
いります。ご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇中学校の生徒について

【ご意見・ご提案など】

新型コロナウイルスの感染拡大で、日本全国の皆さんが日頃の生活でマスクをして、外出自粛し、コロナの感染拡大をしないよう我慢に我慢をしています。

しかし、隣の家では、土日祝日になると生徒が遊びに来ては、マスクもせずにバスケットをして大声を出しています。これは良いことでしょうか？最近社会問題になっている繁華街の歩道で、数人でマスクもせずに飲酒をして大声を出して騒いでいる、これと全く同じことではないですか？もし感染したらどうするのでしょうか？生徒の家族だけの問題ではなくなります。学校に通う生徒全員、その家族と学校関係者全員が濃厚接触者扱いになり、学校は一時休校になります。これは非常に良くないことです。学校関係者から保護者全員に危機感を待たせるために、コロナ関連の書類を作り、配ることを提案します。

(令和3年4月24日)

【お返事】

市立学校では新型コロナウイルス感染予防として、マスクの着用、手洗いや消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保、常時の換気など、様々な対策を行っています。これらの対策は学校生活だけでなく、家庭においても取り組んでいただくよう、学校だよりなどを通じて保護者の皆さまにも周知しています。

また部活動においては、運動中にマスクを着用することは難しいため、「大声を出さない」「人と人が接近する練習はできるだけ控える」「部活動の前後で必ず手洗いを行う」などの対策を行っています。

現在、全国的に感染が広がっており、県内でも感染者数が高止まりとなっています。また市内でも感染者が発生しており、感染予防対策をより徹底していかなければならない状況であると認識しています。今回ご指摘いただいた件について、児童・生徒に指導を行うとともに、家庭での感染予防対策の

お願いを学校から行うよう通知します。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇職員勤務時間について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市で働いている方を知っています。職員の勤務時間の定時が8時30分から午後5時15分までのようですが、窓口も午後5時15分まで開いているので、定時で帰れていないようです。窓口の時間を午後5時までにするなど、働き方改革の検討などしたらどうでしょうか？

(令和3年4月29日)

【お返事】

市職員の勤務時間は、「南魚沼市職員服務規程」において、「午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで」と定められています。従いまして、市役所の開庁時間も同様の時間となっています。市民サービスの観点から、市役所の開庁時間において、お客様対応の窓口だけを早く閉めることはできないものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658